

令和7年度定額減税調整給付金（不足額給付）について

不足額給付とは

2024年に、みんなの税金を減らす「定額減税」がありました。税金を払う人とその人の家族1人につき、所得税が3万円、住民税が1万円、減りました。

そのため、2023年の所得や家族の人数などから、税金の金額をよそうして、減らしきれない分のお金をもらえるようにしました。

今回の「不足額給付」は、あとから税金の金額などがはつきりしてから、本当はもっとお金をもらえるはずだった人に、足りなかった分を2025年にもう一度給付するものです。

支給対象者

2025年1月1日に、須恵町に住んでいて、「不足額給付1」か「不足額給付2」にあてはまる人がもらえます。（ただし、所得が1,805万円より少ない人だけがもらえます。）

不足額給付1（定額減税しきれず不足額が生じた人）

はじめに出した「調整給付金」は、2023年の所得などからよそうして、金額を決めていました。でもあとから、2024年の本当の税金や減税の金額がはつきりすると、もらえるはずのお金より少なかった人がいます。その人たちには、足りない分のお金をあとで給付します。ただし、1万円ごとに切り上げ

た金額との差がない場合は、もらえません。

※ 2024年の「源泉徴収票」に、控除外額が書いてあっても、はじめにもらったお金とちがいがなければ、「不足額給付」のお金はもらえません。

<もらえるかもしれない人の例>

・2023年より、2024年の所得が減ったため、2024年のよそうした税金より、
本当の税金が少なくなった人

・2023年は所得がなかったけど、2024年に仕事をはじめてお金をもらった人

・2024年に子どもがうまれたり、家族の人数が増えたりして、税金を減らせる
金額が増えた人

・はじめに調整給付金をもらったあとで、税金の金額がなおされて、2024
年の住民税が少なくなった人

※ 2024年の税金がもともと0円で、住民税も所得税もない人は、今回の
給付はもらえません。

申請方法

●お知らせ書（桃色）：普通は、返事はいりません。

●確認書（水色）：オンライン申請・郵送申請・窓口申請

●申請書（黄緑色）：オンライン申請・郵送申請・窓口申請

※ 書類をもらった人は、書類に書いてあるやり方で、2025年10月31日
（金）までに手続きをしてください。